

NPO 法人オープンスペース 人権・虐待防止・身体拘束適正化委員会

(委員会の目的)

- 第1条 委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、人権を守る事、虐待の防止に努めることを目的とする。
- また職員の人権を守り、職場におけるハラスメントの防止に努める事を目的とする。

(委員会委員の選出)

- 第2条 委員は以下のとおりとする。
- 1) 委員長は、法人代表とする。
 - 2) 委員には、各事業所の管理者を加える。
 - 3) 委員には、必要ある場合に栄養士、法人役員、第三者委員を加えることができる。
 - 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会の開催を次のとおりとする。
- 1) 委員会は、年最低3回以上開催する。
 - 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

- 第4条 委員会は次のとおり実施する。
- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
 - 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
 - 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
 - 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、委員会に報告する。
 - 5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
 - 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
 - 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。